

「作業環境測定士（第一種・第二種）」の登録講習及び筆記試験科目の免除資格として「技術士（環境部門）」の追加要望」

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

作業環境測定士は、作業環境測定法の規定等に従って、指定作業場若しくは作業環境測定機関に勤務し、作業環境測定を実施している。

作業環境測定士には、作業環境測定におけるデザイン、サンプリング、簡易測定器による分析業務のみを行うことができる第二種作業環境測定士と、それらの業務に加えてすべての分析手法を用いた分析業務（解析を含む）を行うことができる第一種作業環境測定士の二種類がある。

作業環境測定士の登録講習免除の資格として環境計量士（濃度関係）が採用されているが、技術士（環境部門）は、実務として同等以上の経験が試されている試験内容であり、同等の技術を有していると判断される。筆記試験の科目の免除を受けることのできる者として技術士（化学部門、金属部門、応用理学部門）が採用されているが、技術士（環境部門）も試験問題内容から判断して、作業環境測定士の試験範囲を包含しており、同等の技術を有していると判断される。

2) 要望事項

「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」及び「作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）」に基づく、作業環境測定士の受験に際して以下を要望する。

①登録講習免除の資格として、「環境計量士（濃度関係）」に加えて、「技術士（環境部門（環境測定）」）を追加することを要望する。

②筆記試験共通科目の一部免除を受けることのできる資格として、「技術士（化学部門）、（金属部門）、（応用理学部門）」に加えて、「技術士（環境部門）」を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

労働安全衛生法の規定に基づく化学物質のリスクアセスメント義務化、特定化学物質障害予防規則等への新規規制物質の追加等の社会的要請に基づき、今後、作業環境測定業務の更なる需要の増加が見込まれる。それにより本業務分野において今後必要とされる人材を、新たに技術士（環境部門）の人材によって補うことができる。

技術士（環境部門）の技術的専門知識と高等の応用能力および豊富な実務経験を活用した高度な作業環境測定の実装が期待できる。また、未規制物質等の非定常的課題への対応能力の向上が期待できる。

3. 試験実施期間 : 公益社団法人 安全衛生技術試験協会 TEL 03-5275-1088